

淀江産業廃棄物管理型最終処分場 監視・指導計画（案）

令和 7 年●月

鳥取県

目 次

1 計画策定の目的	3
2 監視・指導及びモニタリングの基本的な考え方	3
(1) 監視・指導の基本的な考え方	3
i) 方針	
ii) 時期・頻度	
iii) 違反確認時の対応	
(2) モニタリングの基本的な考え方	3
i) 方針	
ii) 地点	
iii) モニタリング項目	
iv) 時期・頻度	
v) モニタリング結果の公表	
3 鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問の設置	5
(1) 目的	5
(2) 専門分野	5
(3) 職務等.....	5
(4) 顧問会議	6
4 センターからの情報収集及び指導・助言	6
(1) 方針	6
(2) 内容	6
(3) 情報連絡会議	6
5 時点毎の監視及びモニタリングの内容	6
(1) 工事着工前.....	6
i) 主な監視内容	
ii) モニタリング内容	
(2) 工事中（使用前検査を含む。）	7
i) 主な監視内容	
ア 地下水モニタリング井戸の設置工事	
イ 地盤対策工事	
ウ 地下水集排水管の設置工事	
エ 貯留構造物の設置工事	
オ 遮水工の設置工事	
カ 浸出水集排水管の設置工事	
キ 集水ピットの施工	
ク 水処理施設の設置工事	

ケ 竣工時（使用前検査）	
ii) モニタリング内容	
（3）使用前検査後から埋立開始前	8
i) 主な監視内容	
ii) モニタリング内容	
（4）第Ⅰ期埋立開始後	8
i) 主な監視内容	
ア 埋立中	
イ 中間覆土の施工、のり面用土えん堤の増築、埋立地小段排水口の閉塞時	
ウ 第Ⅱ期設置工事中	
エ 定期検査（5年3月ごと）	
ii) モニタリング内容	
（5）第Ⅱ期埋立開始後	9
i) 主な監視内容	
ア 埋立中（イの状況に該当しない状況）	
イ 中間覆土施工、区画堤の増築、埋立地内小段排水口の閉塞時	
ii) モニタリング内容	
（6）埋立終了後から廃止まで	10
i) 主な監視内容	
ii) モニタリング内容	
（7）災害（地震・豪雨等）発生時	10
6 異常等確認時の対応・指導フロー	11
（1）違反確認時	11
（2）モニタリング等における異常値の確認時	11
別表 1 下流水路水質モニタリング項目	13
別表 2 地下水水質モニタリング項目	14
別表 3 浸出水・放流水質モニタリング項目	15
別紙 1 廃棄物処理施設監視要領	16
別紙 2 鳥取県産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領	24
別紙 3 鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問要綱	35
別紙 4 許可証、許可通知	36

<本計画書で使用する用語>

「監視」とは、立入り、聞取り、目視等により状況・状態を確認する行為をいう。

「モニタリング」とは、水質調査等により定量的・数値的に確認・把握する行為をいう。

1 計画策定の目的

本計画は、米子市淀江町地内に産業廃棄物管理型最終処分場（以下「管理型処分場」という。）を設置する公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）に対する計画的かつ継続的で適時適切な監視・指導を実施し、もって長期間にわたる管理型処分場の安全性を確保するとともに、他の最終処分場の模範となるような、より適切な廃棄物処理の推進につなげることを目的とする。

2 監視・指導及びモニタリングの基本的な考え方

(1) 監視・指導の基本的な考え方

i) 方針

- 産業廃棄物管理型最終処分場の適切な設置並びに運営及び維持管理は、生活環境や公衆衛生の保全のため極めて重要であることから、設置者であるセンターのみに委ねることなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく通常の監視等に加え、県として施設の設置前から、専門家も加えた監視体制を構築し、時宜を得た立入等による監視・指導等を行うことにより、各種基準の遵守や不具合の発生の有無（や予兆）などを確認するとともに、必要に応じて助言や指導等を行う。
- これらの監視・指導を通じて蓄積された施設の建設（設置施工）、埋立処分の手法及び施設の維持管理等に関する知見は、他の最終処分場等の適正な設置管理のために積極的な活用や情報提供に努めることにより、廃棄物の適正処理を一層推進する。

ii) 時期・頻度

通常の埋立開始後における「廃棄物処理施設監視要領（平成30年3月8日付第201700303256号循環型社会推進課長通知）（別紙1）」に基づく監視に加え、施設設置以前から管理運営マニュアル等の作成状況や工事計画の内容確認を行うこととし、センターの事業の進捗に応じて、監視・指導の効果が最大限得られる監視の時期及び内容並びに頻度を設定する。

iii) 違反確認時の対応

当該監視により、法令違反等の状況を確認した場合は、改善及び再発防止の指導を行うほか、その違反等の状況に応じ、「鳥取県産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領（令和3年3月19日付第202000320552号生活環境部長通知）（別紙2）」に基づき、改善命令、許可取消等の処分を実施する。

(2) モニタリングの基本的な考え方

i) 方針

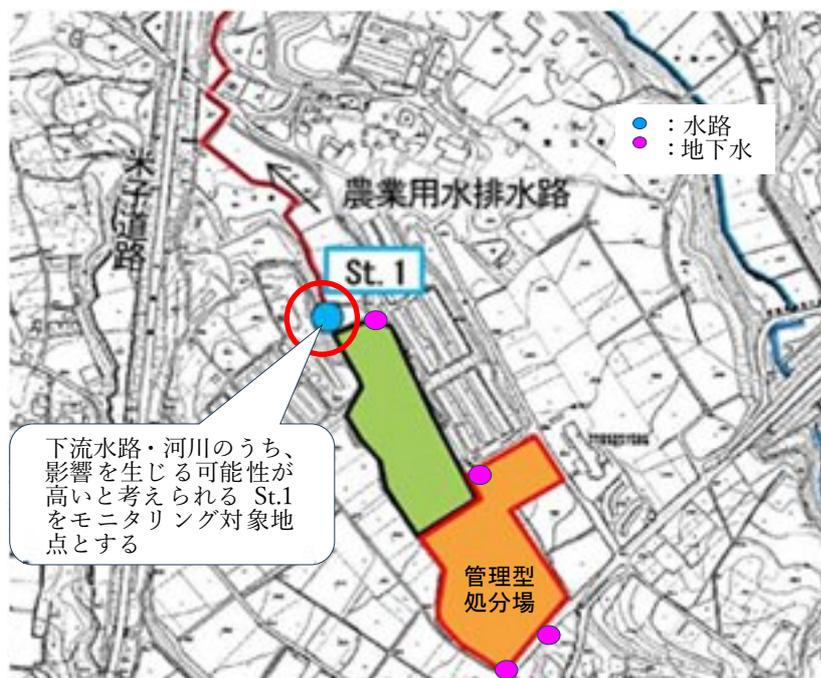
通常の廃棄物処理施設監視要領に基づくモニタリングに加え、管理型処分場に異常が生じた際に、環境に影響を生じる可能性が高いと考えられる水質について、下流水路及び周縁地下水をモニタリングの対象とし、施設の設置前から水質の経年の推移を把握しながら、管理型処分場が正常に稼働しているかどうかを継続的に評価・確認し、適切な監視・指導につなげていくために必要な水質モニタリングを行う。

ii) 地点

下図の地点における下流水路及びセンターが設置する地下水モニタリング井戸とする。なお、セン

ターの事業の進捗段階に応じた具体的な地点数等は「5 時点毎の監視及びモニタリングの内容」で定める。また、モニタリングの地点は、必要に応じて適宜見直しを行う。

<下流水路、地下水のモニタリング地点>



iii) モニタリング項目

モニタリング項目は、水質の経年の推移把握による管理型処分場の正常稼働を評価するという方針のもと、環境基本法に基づく公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の項目に加えて、管理型処分場の事業特性を踏まえた項目等（別表 1）について実施することとし、センターが実施したモニタリング結果も併せて収集し、分析を行う。なお、埋立開始後は、浸出水や放流水の水質などを踏まえながら、特に注目すべき項目に絞った効率的なモニタリング等を検討することとし、必要に応じて、適宜、モニタリングの内容の見直しを検討する。

また、周縁地下水のモニタリングについては、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく地下水等検査項目及び地下水の水質汚濁に係る環境基準等 9 項目（別表 2）について実施する。

【モニタリング項目の絞り込み及び追加について】

下流水路の水質モニタリングは、法令に基づき、排水基準や環境基準等の水質基準への適合を評価する趣旨で行うものではなく、その水質の傾向から集水ピット等の施工・運転中のトラブルにより水処理施設を経由しない浸出水の流出等が生じていないことなど、施設の健全稼働を評価する目的で行う。

したがって、施設の健全な稼働状況を十分に評価できる指標物質を特定できれば、浸出水に特異的に含まれる成分の増大等の傾向がないことなどを把握することにより、将来的には項目の絞り込み等を検討する。また、基準項目の追加などがあった場合は、モニタリング項目の追加も検討する。

iv) 時期・頻度

水質のモニタリングは、季節変化も含めて把握する。また、通常時の水質傾向を把握するため、豪雨の直後等、水質が通常と異なると想定される時期を避けるものとする。センターの事業の進捗段階に応じた具体的なモニタリングの内容等は「5 時点毎の監視及びモニタリングの内容」で定める。

また、モニタリングの時期・頻度は必要に応じて適宜見直しを行う。なお、県が本計画に基づき実施しようとするモニタリングの一部は、センターが独自に実施するモニタリングのデータを収集することをもって代えることができるものとする。

v) モニタリング結果の公表

モニタリング結果は、参照する環境基準等への適合状況を付して、速やかに県ホームページで公表する。

水質の経年の推移については、一定期間のモニタリング結果を集約・整理の上、顧問の意見を付して結果を県ホームページで公表する。

3 鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問の設置

(1) 目的

- 設置許可に係る審査に当たり設置した鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員からは、今後の施設設置及び運営に当たり留意すべき意見をいただいていることから、専門家からの意見も交えながら、センターの監視・指導を行うため、鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問（以下「顧問」という。）を設置する。
- 顧問は、県がセンターの監視・指導等を行うに当たり、県の要請に応じて客観的かつ専門的知見から県に対し必要な指導・助言等を行う。

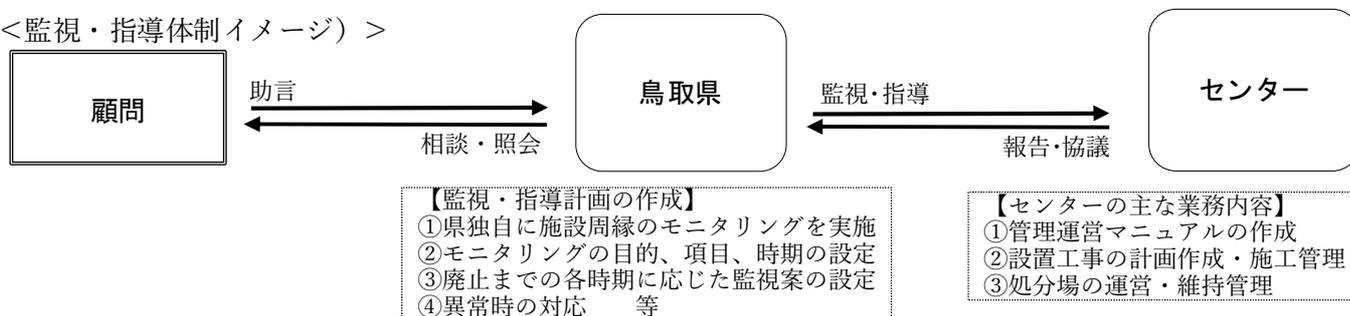
(2) 専門分野

- 最終処分場の基本的な機能（設置・管理）に加え、最終処分場に異常が生じた際に環境に影響を生じる可能性が高い水質・地下水等にも精通した専門家を顧問に選任する。
- なお、センターの事業の進捗段階に応じ、適宜、顧問に求める専門分野の見直しを行うものとする。

(3) 職務等

- 以下の事項について、県の要請に応じ必要な指導・助言を行う。
 - ・管理型処分場の建設に関すること。
 - ・施設の維持管理に関すること。
 - ・廃棄物の埋立管理に関すること。
 - ・その他管理型処分場の運営及び管理に関すること。
- 顧問に関する詳細は「鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問設置要綱（別紙3）」で定める。

<監視・指導体制イメージ>



(4) 顧問会議

- 顧問からの指導・助言を受けるに当たり、現地調査又はモニタリング結果の分析、評価、モニタリング内容の見直し等を行う際には、必要に応じて顧問会議を開催する。
- 住民の関心も高いため、必要に応じて、会議、議事録等は公開する。

4 センターからの情報収集及び指導・助言

(1) 方針

センターに対して時宜を得た必要かつ適切な監視、指導等を行うため、適宜、センターから事業進捗等の情報を収集し、状況の把握、確認を行う。

(2) 内容

県は、以下の事項について情報収集を行い、センターに対して必要かつ適切な指導・助言等を行う。

- ・管理型処分場の建設・埋立に関する進捗状況、今後の予定に関すること。
- ・管理型処分場の構造及び設備の維持管理に関すること。
- ・廃棄物の埋立管理に関すること。
- ・モニタリング結果に関すること。
- ・その他管理型処分場の運営及び管理に関すること。

(3) 情報連絡会議

事業の状況等を踏まえ、必要に応じ、情報連絡会議を開催し、センターからの情報収集及び指導・助言を行うものとする。

5 時点毎の監視及びモニタリングの内容

事業の進捗を踏まえつつ、時点に応じた適切な監視を実施することとする。また、設置許可に併せて施行した通知（令和6年11月18日付第202400204828号地域社会振興部長通知）（別紙4）に記載した専門的知識を有する者からの施設設置、埋立施工、維持管理等に関する意見（以下「許可通知記載事項」という。）への対応状況も併せて確認を行う。なお、本項の記載内容は、センターの事業の進捗状況、その時点までの監視・指導の結果等を踏まえながら、適宜見直しを行うこととする。また、各項に記載した以外の事項についても、必要に応じて適宜追加の監視・モニタリング等を実施する。

(1) 工事着工前

- センターが施設の設置工事に係る計画や設置後の管理・運営に係るマニュアル等の整備に着手する時期であることから、工事計画の内容やマニュアルの策定状況等を把握し、必要な指導を行う。
- 施設設置予定地の周縁環境には管理型処分場の設置に係る影響がない状態であり、施設の設置や工事前の現況を把握し、下流水路の水質の長期的な傾向把握のための基礎的なデータ収集を目的とした水質調査を行う。

i) 主な監視 内容	・センターの事業の進捗状況等の把握	発注・着工、マニュアル作成等の時期・計画の確認
	・管理運営マニュアル等の作成状況の把握・指導*	記載項目及び内容について顧問の意見を聴きながら指導

・ 工事計画に基づく監視事項の確認	①工事計画案の確認（県が施工中に確認を行う時点の設定） ②水処理施設の発注仕様の確認（申請内容との整合性の確認） ③施設設置に係る許可通知記載事項への対応方針の確認
ii) モニタリング内容	・ 下流水路の水質のモニタリング（別表1） ・ センターが実施するモニタリングデータの収集** ・ 既存周縁井戸の水質データの収集

* 許可通知記載事項への対応確認

** 下流水路・河川の水質のデータ等を想定

(2) 工事中（使用前検査を含む。）

- 施設の適切な設置及び施工が求められる時期であることから、完成後に確認が困難と予想される部分の事前確認、許可通知記載事項への対応状況等について監視・指導を行う。
- 周辺環境への影響に関し、工事による下流水路の水質等の変化も想定される時期となるが、将来的にⅠ期埋立とⅡ期造成工事が並行している状況下における施設の通常稼働を評価する参考データとすることを考慮し、下流水路の水質調査を継続する。
- センターにより、地下水モニタリング井戸が設置される時期であり、埋立開始前の段階から、地下水の水質・水位の傾向を把握する。

i) 主な監視 <工事中監視>	
内容	
ア 地下水モニタリング井戸の設置工事	ストレーナの位置の確認（上下流井戸の取水帯水層の整合など）
イ 地盤対策工事	①沈下解析と実際の沈下量との差異と対応* ②掘削時の湧水発生状況と対応*
ウ 地下水集排水管の設置工事	①掘削時の湧水の発生状況・季節変動と対応* ②集排水管の配置の状況（密度等）
エ 貯留構造物の設置工事	盛土材の透水性、土えん堤の形状、貫通部の構造、盛土上の雨水の排除状況
オ 遮水工の設置工事	①ベントナイト混合土の配合、施工時の排水状況、施工状況（密度管理、締固め度） ②遮水シートの施工（熱溶着の施工状況・検査状況*、シート端部の処理（不織布層に雨水が浸入しない処理となっているか））
カ 浸出水集排水管の設置工事	集排水管の配置の状況（密度等）、堅型集排水管の配置、ぐり石の径
キ 集水ピットの施工	腐食防止工事の施工状況、各集排水管との接続状況、Ⅱ期ピットへの配管状況
ク 水処理施設の設置工事	腐食防止の施工状況、調整槽の貯水機能
<工事完了時>	
ケ 竣工時（使用前検査）	①申請どおりの設置、構造（変更点がある場合は届出等法手続きの対応状況） ②許可通知への記載事項への対応*

ii) モニタリング内容	<ul style="list-style-type: none"> ・下流水路の水質のモニタリング（別表1） ・センターが実施するモニタリングデータの収集・分析** ・地下水モニタリング井戸の水質・水位のモニタリング（井戸ができ次第実施） ・既存周縁井戸の水質データの収集
--------------	---

* 許可通知記載事項への対応確認

** 下流水路・河川、モニタリング井戸の水質のデータ等を想定

(3) 使用前検査後から埋立開始前

- 施設が設置され、維持管理が開始される段階であり、埋立開始前に維持管理の手法や手順等の確認・検討が可能な貴重な時期であることから、センターが実施する維持管理の在り方（管理運営マニュアル等の実効性や見直し等を含む。）について監視・指導を行う。
- 施設は設置されているが、埋立による影響が生じ得ない段階であり、埋立開始直前の状況をよく表すデータを収集するため、下流水路の水質調査を行う。

i) 主な監視内容	<ul style="list-style-type: none"> ・センター事業の進捗状況等の把握 ・管理運営マニュアル等の作成状況の把握・指導 	埋立を開始する想定時期、埋立のための資材等の準備状況 ①許可通知記載事項への対応チェック ②記載項目及び内容について顧問の意見を聴きながら指導
ii) モニタリング内容	<ul style="list-style-type: none"> ・下流水路の水質のモニタリング（別表1） ・センターが実施するモニタリングデータの収集・分析** ・地下水モニタリング井戸の水質・水位のモニタリング ・既存周縁井戸の水質データの収集 	

* 許可通知記載事項への対応確認

** 下流水路・河川、モニタリング井戸の水質のデータ等を想定

(4) 第I期埋立開始後

- 廃棄物の埋立が始まっており、「廃棄物処理施設監視要領」に基づく監視・指導を基本としつつ、のり面用土えん堤築堤時や埋立地小段排水口の閉塞時等、特に監視を要する施工段階においては、特別に監視・指導を行う。
- 「廃棄物処理施設監視要領」に基づく水質検査に加え、継続的にデータ蓄積を行ってきた下流水路の水質調査を実施し、結果の分析により施設の健全な稼働を継続的に評価する。

i) 主な監視内容	ア 埋立中（イ又はウの状況に該当しない状況）	①「廃棄物処理施設監視要領」に基づく立入 ②受入れ廃棄物と浸出水水質の経年的な変化の状況把握・分析* ③水収支の状況把握・分析* ④経年の状況変化に関するセンターの把握・分析・対応状況* ⑤その他維持管理に関する状況、許可通知記載事項への対応状況等
	イ 中間覆土の施工、のり面用土えん堤の増築、埋立地小段排水口の閉塞時*	①中間覆土材の透水性、のり面用土えん堤の形状、閉塞部の熱溶着・検査状況 ②中間覆土上の雨水の排除状況（水収支の変化の確認） ③中間覆土上への埋立開始前の透水性確保のための対応
	ウ 第II期設置工事中	上記に加えて(2)に準じた監視を並行して行う。

エ 定期検査 (5年3月ごと)	廃棄物処理施設の定期検査について(平成23年7月1日付第201100056438号循環型社会推進課長通知)に基づき実施
ii) モニタリング内容	<p>＜廃棄物処理施設監視要領に基づくモニタリング＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸出水検査(一般項目:年4回、健康項目年2回)(別表3) ・放流水検査(一般項目:年4回、健康項目年2回、DXN:年1回)(別表3) ・周縁地下水(健康項目:年2回)(別表2) ・搬入物の溶出試験(年2回)(別紙1) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・下流水路の水質のモニタリング(別表1) ・センターが実施するモニタリングデータの収集・分析** ・地下水モニタリング井戸の水位のモニタリング ・既存周縁井戸水の水質データの収集 ・稼働状況を踏まえながら、必要に応じて騒音・振動等、水質以外の項目のモニタリング

*許可通知記載事項への対応確認

**下流水路・河川、放流水、モニタリング井戸、地下水ピットの水質、騒音・振動、埋立ガス、埋立地内部温度のデータ等を想定

(5) 第Ⅱ期埋立開始後

- 廃棄物の埋立が始まっており、「廃棄物処理施設監視要領」に基づく監視・指導を基本としつつ、区画堤築堤時や埋立地小段排水口の閉塞時等、特に監視を要する施工段階においては、特別に監視・指導を行う。
- 「廃棄物処理施設監視要領」に基づく水質検査に加え、継続的にデータ蓄積を行ってきた下流水路の水質調査を実施し、結果の分析により施設の健全な稼働を継続的に評価する。

i) 主な監視内容	ア 埋立中(イの状況に該当しない状況)	<ul style="list-style-type: none"> ①「廃棄物処理施設監視要領」に基づく立入 ②受入れ廃棄物と浸出水水質の経年的な変化の状況* ③水収支の状況* ④経年的な状況の変化に関するセンターの把握・分析・対応状況* ⑤作成した管理運営マニュアル等に即した埋立施工・維持管理の状況 ⑥その他維持管理に関する状況、許可通知記載事項への対応状況等
	イ 中間覆土施工、区画堤の増築、埋立地内小段排水口の閉塞時*	<ul style="list-style-type: none"> ①中間覆土材の透水性、区画堤の形状、閉塞部の熱溶着・検査状況 ②中間覆土上の雨水の排除状況(水収支の変化の確認) ③中間覆土上への埋立開始前の溝掘り等の対応
	ウ 定期検査 (5年3月ごと)	廃棄物処理施設の定期検査について(平成23年7月1日第201100056438号循環型社会推進課長通知)に基づき実施

ii) モニタリング内容	<p>< 廃棄物処理施設監視要領に基づくモニタリング ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸出水検査（一般項目：年 4 回、健康項目年 2 回）（別表 3） ・ 放流水検査（一般項目：年 4 回、健康項目年 2 回、DXN：年 1 回）（別表 3） ・ 周縁地下水（健康項目：年 2 回）（別表 2） ・ 搬入物の溶出試験（年 2 回）（別紙 1） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下流水路の水質のモニタリング（別表 1） ・ センターが実施するモニタリングデータの収集・分析** ・ 地下水モニタリング井戸の水位のモニタリング ・ 既存周縁井戸の水質データの収集 ・ 稼働状況を踏まえながら、必要に応じて騒音・振動等、水質以外の項目のモニタリング
--------------	---

* 許可通知記載事項への対応確認

** 下流水路・河川、放流水、モニタリング井戸、地下水ピットの水質、騒音・振動、埋立ガス、埋立地内部温度のデータ等を想定

(6) 埋立終了後から廃止まで

- 埋立が終了し、新たな廃棄物の搬入がない段階であり、「廃棄物処理施設監視要領」に基づく監視・指導を基本とする。
 - 「廃棄物処理施設監視要領」に基づく水質検査に加え、継続的にデータ蓄積を行ってきた下流水路の水質調査を実施し、結果の分析により施設の機能が健全に維持されていることを継続的に評価する。
- また、廃止に向けた確認の準備として、埋立ガスの発生量や埋立地内温度等、廃止基準に係るデータの収集を行う。

i) 主な監視内容	「廃棄物処理施設監視要領」に基づく立入
ii) モニタリング内容	<p>< 廃棄物処理施設監視要領に基づくモニタリング ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸出水検査（一般項目：年 4 回、健康項目年 2 回）（別表 3） ・ 放流水検査（一般項目：年 4 回、健康項目年 2 回、DXN：年 1 回）（別表 3） ・ 周縁地下水（健康項目：年 2 回）（別表 2） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下流水路の水質のモニタリング（別表 1） ・ センターが実施するモニタリングデータの収集* ・ 地下水モニタリング井戸の水位のモニタリング ・ 既存周縁井戸の水質データの収集

* 下流水路・河川、放流水、浸出水、モニタリング井戸、地下水ピットの水質、埋立ガス、埋立地内部温度のデータ等を想定

(7) 災害（地震・豪雨等）発生時

- 災害の影響による予期しない異常発生の有無を確認する必要があることから、速やかに立入り監視等を実施する。
- 状況に応じて、水質調査を実施し、その結果について顧問の意見も聞きながら、施設の機能が健全に維持されているか評価する。

6 異常等確認時の対応・指導フロー

(1) 違反確認時

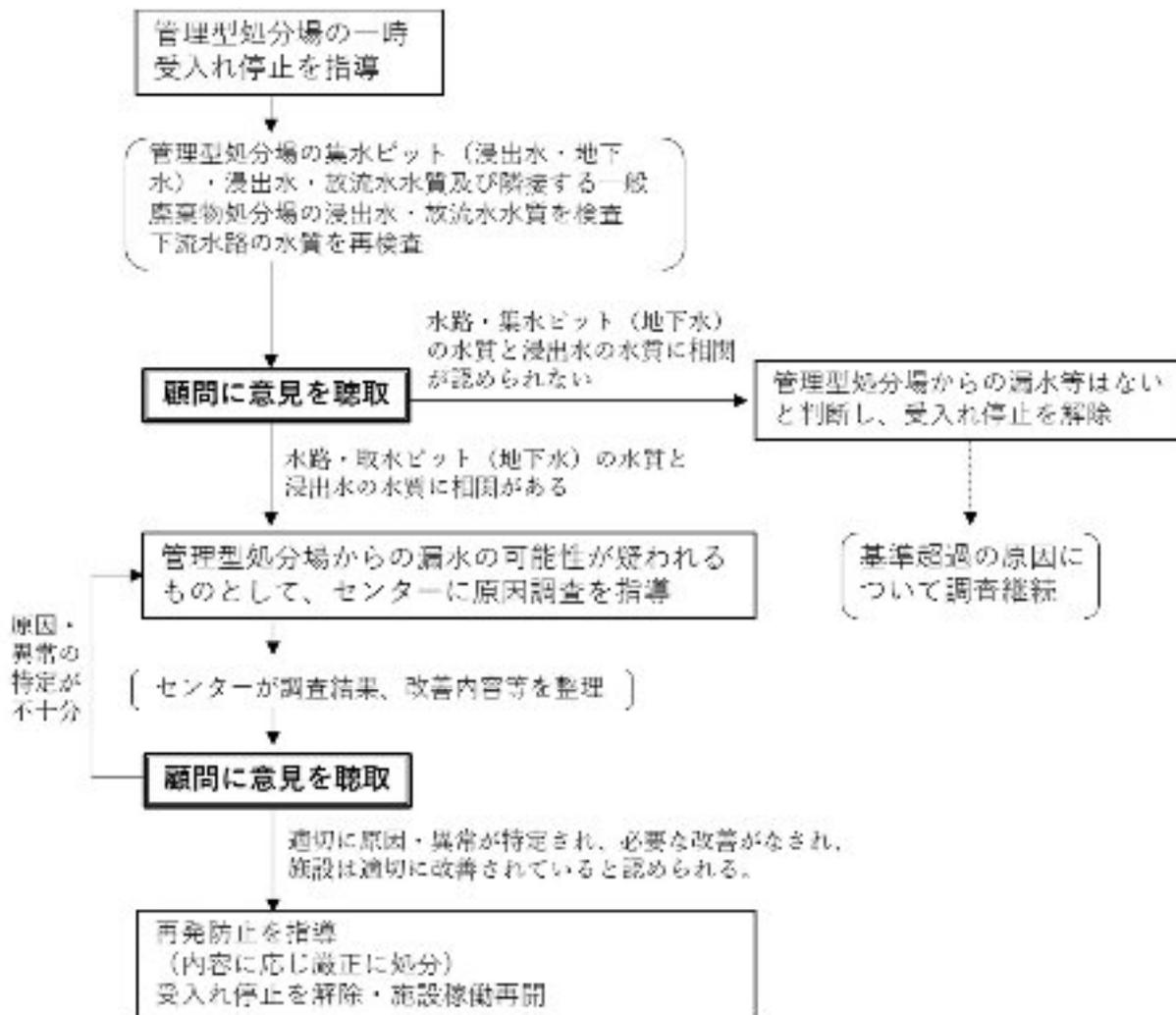
「鳥取県産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領」に基づく対応を基本とする。

(2) モニタリング等における異常値の確認時

- i) 基準を超過する、漏水検知システムが作動するなど、施設に起因して環境影響が生じている疑い又は構造基準への不適合の疑いがある場合

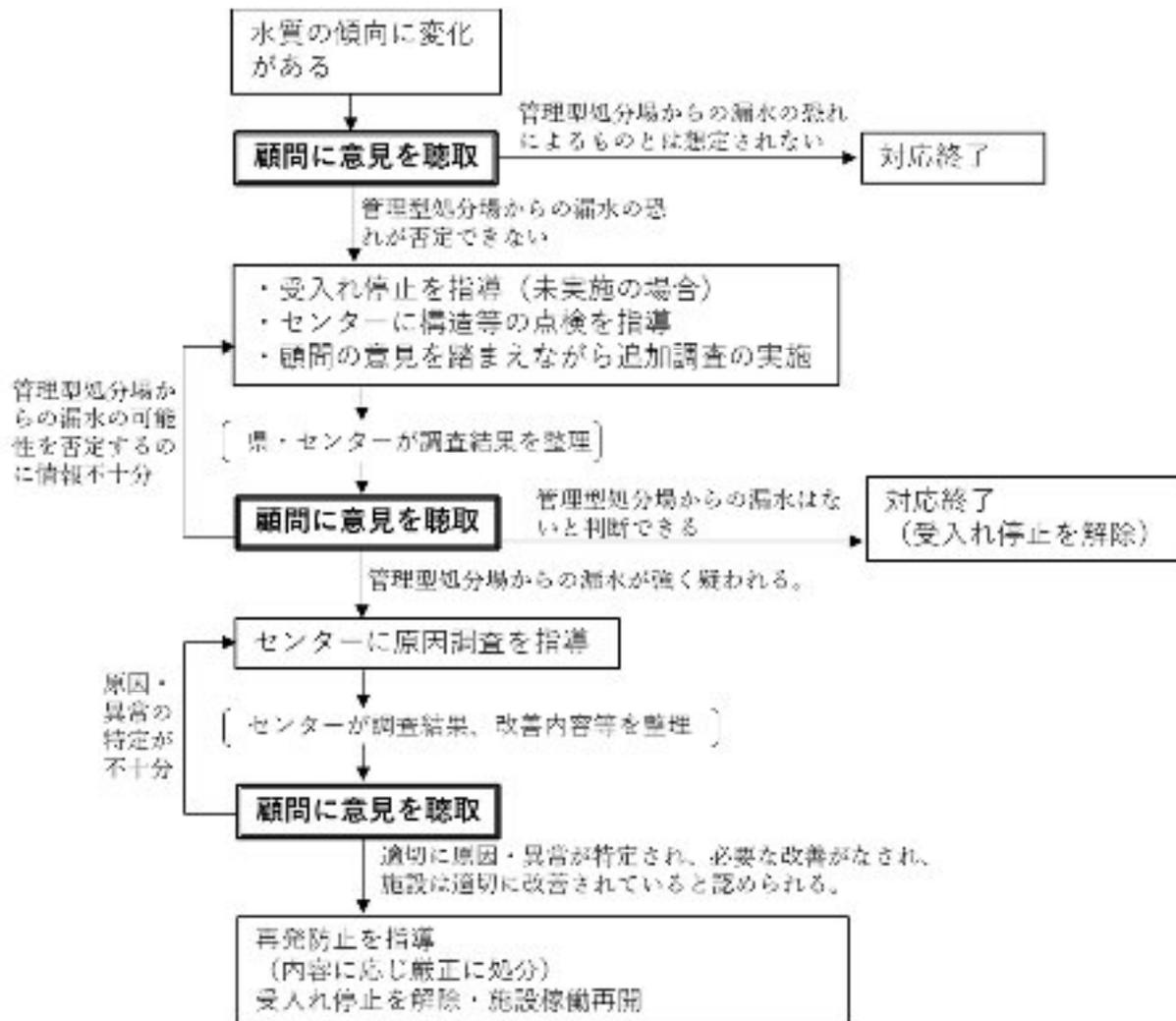
○速やかに受入れ停止を指導するとともに、以下の対応フローに沿って原因究明等を行う。

<想定対応フロー>



- ii) 把握している傾向から水質の変化が認められるが、直ちに環境基準等を超過する状況にはない場合
- 顧問に意見を聴取し、施設の機能に異常が生じている可能性の有無の確認を行う。
 - 管理型処分場からの漏水の恐れが否定できない場合は、受入れ停止を指導するものとする。

<想定対応フロー>



別表1 下流水路水質モニタリング項目

<下流水路>

	項目	基準値(参考)	分析方法
C類型 /生物B /その他 (湖沼)	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号 別表 2 に定める方法
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	5mg/L 以下	
	化学的酸素要求量 (COD)	—	
	浮遊物質 (SS)	50mg/L 以下	
	溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上	
	大腸菌数	—	
	全亜鉛	0.03mg/L 以下	
	ノニルフェノール	0.002mg/L 以下	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	0.05mg/L 以下	
	全窒素 (T-N)	—	
	全磷 (T-P)	—	
健康 項目	カドミウム	0.003mg/L 以下	昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号 別表 1 に定める方法
	全シアン	検出されないこと。	
	鉛	0.01mg/L 以下	
	六価クロム	0.02mg/L 以下	
	砒素	0.01mg/L 以下	
	総水銀	0.0005mg/L 以下	
	アルキル水銀	検出されないこと。	
	PCB	検出されないこと。	
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
	チウラム	0.006mg/L 以下	
	シマジン	0.003mg/L 以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下		
セレン	0.01mg/L 以下		
硝酸性窒素 (NO ₃ -N)	10mg/L 以下		
亜硝酸性窒素 (NO ₂ -N)	(合計値)		
ふっ素	0.8mg/L 以下		
ほう素	1mg/L 以下		
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		
法	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号 別表に定める方法
その他	電気伝導度	—	JISK 0102 13
	塩化物イオン	—	JISK 0102 35

注) 1. 「生活環境項目」は「生活環境の保全に関する環境基準」項目、「健康項目」は「人の健康の保護に関する環境基準」項目、「法」は「ダイオキシン類対策特別措置法」を示す。なお、測定地点近傍の塩川では、コイ・フナが放流されていることから、参考とする生活環境項目の基準値は、水産3級の利用目的に適用するC型類型及び生物Bの基準値とした。
2. 「その他」の項目については、事業特性から、施設に異常が生じた際に濃度上昇の可能性がある物質を選定した。

別表2 地下水水質モニタリング項目

<地下水モニタリング井戸>

項 目	センターの自主基準	分 析 方 法
アルキル水銀	検出されないこと	平成9年3月13日 環境庁告示第10号 別表に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	
カドミウム	0.003mg/L 以下	
鉛	0.01mg/L 以下	
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	
全シアン	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	平成11年12月27日 環境庁告示第68号 別表に定める方法
電気伝導率	—	JIS K 0101 12
塩化物イオン	—	JIS K 0101 32

別表3 浸出水・放流水質モニタリング項目

<浸出水・放流水>

項目※1		放流水に係る センター自主基準	頻度※1	分析方法
一般 項目	水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下	年 4 回	昭和 49 年 9 月 30 日 環境庁 告示 64 号に定める方法
	生物学的酸素要求量 (BOD)	10mg/L 以下		
	化学的酸素要求量 (COD)	10mg/L 以下		
	浮遊物質 (SS)	10mg/L 以下		
	大腸菌群数	3,000[個/cm ²]以下	必要により 実施	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下		
	全窒素 (T-N)	0.002mg/L 以下		
	全リン (T-P)	0.05mg/L 以下		
	塩化物イオン	—		
健 康 項 目	アルキル水銀化合物	検出されないこと	年 2 回	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下		
	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下		
	鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下		
	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン、E P N)	1mg/L 以下		
	六価クロム化合物	0.5mg/L 以下		
	砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下		
	シアン化合物	1mg/L 以下		
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/L 以下		
	トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下		
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下		
	ジクロロメタン	0.2mg/L 以下		
	四塩化炭素	0.02mg/L 以下		
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下		
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下		
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下		
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下		
	チウラム	0.06mg/L 以下		
	シマジン	0.03mg/L 以下		
	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下		
	ベンゼン	0.1mg/L 以下		
	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下		
	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下		
	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下		
	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	100mg/L 以下		
	フェノール類含有量	5mg/L 以下		
	銅含有量	3mg/L 以下		
亜鉛含有量	2mg/L 以下			
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下			
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下			
クロム含有量	2mg/L 以下			
DXN※2	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	年 1 回	JIS K 0312

※1) 項目、頻度は「廃棄物処理施設監視要領」の規定を準用。(ただし、同要領において「油分」としている項目については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の放流水質基準及びセンターの自主基準に定める「ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)」及び「ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)」とした。)

※2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

1 目的

この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条第1項に基づき実施する立入検査業務について必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設に対し適切な指導を行い、もって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2 検査の頻度

(1) 立入検査

立入検査の頻度は、別表1のとおりとする。

(2) 水質検査

水質検査の頻度は、別表2から別表6までのとおりとする。

(3) 水質検査以外の検査

水質検査以外の試験検査の頻度は、別表7から別表9までのとおりとする。

(4) その他の検査

その他の検査は、必要に応じて行うものとする。

3 立入検査の実施

(1) 2に定めるところに従い、計画的に立入検査を実施すること。また、2に定める検査頻度が達成できるよう常に進行管理を行うこと。

(2) 立入検査により不適正な状況等が確認された場合、法改正等により新たな規制が加わった場合は、通常監視とは別に継続的・集中的に立入検査を実施すること。

(3) 水質検査等の試験検査は、検査担当機関と協議を行い、計画的に実施すること。また、検査項目の追加及び検査頻度の増減等に当たっては、事前に循環型社会推進課及び検査担当機関と協議すること。

(4) 立入検査は、原則として、複数の人員で行うこと。

(5) 立入検査を行う環境衛生指導員その他の職員（以下「立入検査者」という。）は、その身分を示す証明書を携帯し、相手方に提示すること。また、立入検査者は、相手方に対して、立入検査が法に基づき行われるものであること、立入検査拒否、妨害又は忌避に対しては刑罰が科され得ることを明示すること。

(6) 立入検査者は、事業場等の管理に責任を有する者、産業廃棄物処理責任者及び技術管理者（以下「責任者」という。）を立ち合わせて、立入検査を行うこと。

(7) 処理業者等が通常行っている産業廃棄物の処理状況を確認するため、立入検査を行う場合は、原則として、当該処理業者等に対して事前連絡をすることなく立ち入ること。なお、必

要書類の準備、責任者の立ち会い等を求めるため事前連絡する必要がある場合は、この限りでない。

- (8) 立入検査に当たっては、立入検査票（別紙）に沿って、産業廃棄物処理基準その他の法上の遵守事項について、履行されているか否かを検査すること。また、当該検査結果及び指導内容を立入検査票に記録すること。
- (9) 措置すべき事項を指示する場合は、口頭によらず必ず文書により行うこと。

3 立入検査を行った後の対応

- (1) 処理業者等が法又は法に基づく処分に違反している場合は、別に定める「鳥取県産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領」に基づき対応すること。
- (2) 処理業者等に対して措置すべき事項を指示する場合は、文書により、措置すべき事項を具体的に示すとともに、必要に応じ改善計画書（具体的な改善方法、改善期限等を記載したもの）、改善措置完了報告書の提出を求め、改善措置が完了したことを必ず確認すること。
- (3) 水質検査等の結果が基準値を超過した場合は、原因究明のための調査を実施するとともに、検査の実施頻度を増やすなどして継続的に監視を行うこと。
- (4) 立入検査の際に他法令の違反を把握した場合には、当該法令を所管する行政官署に情報提供するなど、当該違法行為を漫然と放置することがないようにすること。
- (5) 立入検査票は保存し、立入検査の継続的な実施や許可更新のための審査資料等として活用すること。

附 則

この要領は、平成20年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 立入検査の実施頻度

区 分	対 象	頻 度
事 務 所 (産業廃棄物 処理業者等)	収集・運搬業者(積替え保管なし：県内業者)	5年に1回
	収集・運搬業者(積替え保管あり：県内業者)	年2回
	中間処理業者、最終処分業者	年2回
	排出事業者 (PCB保管事業所)	年1回
産業廃棄物 処理施設等	積替え保管施設	年4回
	中間処理施設 (焼却)	年6回
	中間処理施設 (焼却以外)	年4回
	中間処理施設 (自家処理：焼却)	年4回
	中間処理施設 (自家処理：焼却以外)	年1回
	最終処分場 (管理型：稼働中)	年12回
	最終処分場 (安定型：稼働中)	年6回
	最終処分場 (埋立終了(廃止前))	年1回
	ミニ処分場 (管理型：稼働中)	年6回
	ミニ処分場 (安定型：稼働中)	年4回
	産業廃棄物の保管施設	年2回
	特定小型焼却施設	年2回
	無害化処理実証試験施設	実証試験の期間中随時
一般廃棄物 処理施設	中間処理施設 (市町村設置：焼却)	年2回
	中間処理施設 (市町村設置：焼却以外)	年1回
	中間処理施設 (民間設置：焼却)	年4回
	中間処理施設 (民間設置：焼却以外)	年2回
	し尿処理施設 (市町村設置)	年1回
	し尿処理施設 (民間設置)	年2回
	最終処分場 (市町村設置)	年2回
	最終処分場 (民間設置)	年6回
	最終処分場 (埋立終了(廃止前))	年1回

注1：産業廃棄物の中間処理施設の「自家処理」は、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（設置許可対象施設）を示す。

注2：「産業廃棄物の保管施設」は、法第12条第3項及び第12条の2第3項に規定するものを示す。

注3：「特定小型焼却施設」及び「無害化処理実証試験施設」は、それぞれ、鳥取県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第2条第7号及び第8号に規定するものを示す。

注4：一般廃棄物の「民間設置」は、法第8条第1項及び第15条の2の5に規定する一般廃棄物処理施設を示す。

別表2 産業廃棄物管理型最終処分場の水質検査実施頻度

区 分	項 目	頻 度
浸出液 (保有水)	一般項目	年4回
	健康項目①	年2回
放流水	一般項目	年4回
	健康項目①	年2回
	ダイオキシン類	年1回
周縁地下水	健康項目②	年2回

注：必要に応じて周縁水域（河川等）の水質検査を実施すること。

別表3 産業廃棄物安定型最終処分場の水質検査実施頻度

区 分	項 目	頻 度
浸透水	一般項目	年2回
	健康項目②	年1回
周縁地下水	健康項目②	年1回

注：必要に応じて周縁水域（河川等）の水質検査を実施すること。

別表4 管理型ミニ処分場の水質検査実施頻度

区 分	項 目	頻 度
浸出液（保有水）	一般項目	年2回
	健康項目①	年1回
放流水	一般項目	年2回
	健康項目①	年1回
周縁地下水	健康項目②	年1回

注1：産業廃棄物処分業の許可対象施設については、別表2によること。

注2：必要に応じて周縁水域（河川等）の水質検査を実施すること。

別表5 安定型ミニ処分場の水質検査実施頻度

区 分	項 目	頻 度
浸透水の水質	一般項目	年1回
	健康項目②	年1回

注1：産業廃棄物処分業の許可対象施設については、別表3によること。

注2：必要に応じて周縁水域（河川等）の水質検査を実施すること。

別表6 一般廃棄物最終処分場の水質検査実施頻度

区 分	項 目	頻 度
浸出液（保有水）の水質	一般項目	年2回
	健康項目①	年1回
放流水の水質	一般項目	年2回
	健康項目①	年1回
	ダイオキシン類	年1回
周縁地下水の水質	健康項目②	年1回

注：必要に応じて周縁水域（河川等）の水質検査を実施すること。

別表7 産業廃棄物の溶出試験の実施頻度

区 分	項 目	頻 度
管理型最終処分場搬入物	有害物質	年2回
中間処理施設（焼却炉）の燃え殻等	有害物質	年1回
中間処理後物を商品化しているもの等	有害物質	年1回

注1：中間処理施設（焼却炉）は、法第14条第6項に基づき処理業者が設置する産業廃棄物処理施設（処分業の許可対象施設）、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（設置許可対象施設）を示す。

注2：産業廃棄物処分業の許可対象外施設（自家処理施設）については、必要に応じて試験検査を実施すること。

注3：中間処理後物を商品化しているもの等については、必要に応じて土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）により評価すること。

別表8 産業廃棄物の熱しゃく減量試験の実施頻度

区 分	項 目	頻 度
中間処理施設(焼却炉)の燃え殻	熱しゃく減量	年1回

注1：中間処理施設(焼却炉)は、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(設置許可対象施設)を示す。

注2：法第14条第6項に基づき処理業者が設置する産業廃棄物処理施設(処分業の許可対象施設)及び産業廃棄物処分業の許可対象外施設(自家処理施設)については、必要に応じて試験検査を実施すること。

別表9 一般廃棄物の熱しゃく減量試験の実施頻度

区 分	項 目	頻 度
中間処理施設(焼却炉)の焼却灰	熱しゃく減量	年1回

注：中間処理施設(焼却炉)は、法第8条第1項、法第9条の3第1項及び法第15条の2の4に規定する一般廃棄物処理施設を示す。

別表10 各検査区分の項目

区 分	項 目
一般項目	pH、BOD、COD、SS(大腸菌群数、油分、全窒素、全リン及び塩化物イオンについては、必要により実施すること。)
健康項目①	<p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)に定める項目のうち、次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 ・水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ・カドミウム及びその化合物 ・鉛及びその化合物 ・有機磷化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P N) ・六価クロム化合物 ・砒素及びその化合物 ・シアン化合物 ・ポリ塩化ビフェニル(PCB) ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン及びその化合物 ・1,4-ジオキサン ・ほう素及びその化合物

	<ul style="list-style-type: none"> ・ふっ素及びその化合物 ・アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ・フェノール類含有量 ・銅含有量 ・亜鉛含有量 ・溶解性鉄含有量 ・溶解性マンガン含有量 ・クロム含有量
健康項目②	<p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に定める項目のうち、次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀 ・総水銀 ・カドミウム ・鉛 ・六価クロム ・ヒ素 ・全シアン ・ポリ塩化ビフェニル(PCB) ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン ・1,4-ジオキサン ・クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)
有害物質	<p>金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に定める項目のうち、次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 ・水銀又はその化合物 ・カドミウム又はその化合物 ・鉛又はその化合物 ・六価クロム化合物 ・砒素又はその化合物 ・セレン又はその化合物 ・1,4-ジオキサン

処理業者名		調査年月日	
所在地		調査者	
許可内容		立会者	

チェック項目		適合状況	備考	根拠	
委託契約	委託契約の締結の確認			①8702、②6004(特)	
	記載事項は政令に規定する項目か			①8702、②6004(特)	
	委託する産業廃棄物の種類、量			①8702、②6004(特)	
	収集運搬の最終目的地【収集】			①8702、②6004(特)	
	処理施設の所在地、処分方法、処理能力			①8702、②6004(特)	
	最終処分場の所在地、処分方法、処理能力【中間】			①8702、②6004(特)	
	その他法令に定める事項等 (許可証の写し、期間、料金、許可内容、廃棄物の性状、荷姿等)			①8704、②6004(特) ③8718の1(特) ④8718の2(特)	
	特管：予め、種類、数量、性状、荷姿、注意事項の通知を受けているか			①8706(特)	
	【排出事業者】契約の終了日から5年間保存されているか、 【処理業者】5年間保存が望ましい			①8702(特)、②6004(特) ③8704、④8704(特)	
	契約の内容に問題はないか			①8702、②6004(特)	
	再委託（受託）は行っているか、方法は適当か			①8702、②6004(特)	
	中間処理後物の処理委託は適正になされているか【中間】			①8702、②6004(特)	
	管理票	管理票は整理されて保存されているか（5年間）			①8702(特)、②6004(特) ③8702(特)【処分受託者】
		保存されている管理票の種類はよいか			①8702(特)
交付者、収集業者に適切な管理票を返しているか				①8702(特)	
管理票に記載すべき事項が記載されているか				①8702(特)、②6004(特)	
委託者・受託者は適当か				①8702(特)、②6004(特)	
受託品目、量が記載されており、品目・量は適当か				①8702(特)、②6004(特)	
取扱者の確認がなされているか				①8702(特)、②6004(特)	
受託日時、処理日時は適当か				①8702(特)、②6004(特)	
石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の記載があるか				①8702(特)、②6004(特)	
二次管理票は適当か（5年間保存、保存種類、記載事項）【中間】				①8702(特)	
電子情報処理設備の使用は適当か				①8702(特)	
帳簿		帳簿等への記載は実施しているか			①8702(特)、②6004(特)
		記載項目は政令に規定する項目か			①8702(特)、②6004(特)
		①収集・運搬日、②管理票ごとの交付者氏名・交付日・交付番号、③受入先ごとの受入量、④運搬方法・運搬先ごとの運搬量、⑤積替え保管を行う場合は積替え保管場所ごとの搬出量【収集】			①8702(特)、②6004(特)
	①受入・処分日、②管理票ごとの交付者氏名・交付日・交付番号、③受入先ごとの受入量、④処分方法ごとの処分量、⑤処分後の持出先ごとの持出量【処分】			①8702(特)、②6004(特)	
	毎月末までに前月中のものが記載終了されているか			①8702(特)、②6004(特)	
	1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存されているか			①8702(特)、②6004(特)	
	受託量は処理能力にみあっているか			—	
	中間処理後物の委託（運搬・処分）の帳簿を作成しているか【中間】			①8702(特)、②6004(特)	
	中間処理後物の処理委託先、販売先は適当か【中間】			①8702、②6004(特)	
	受託量と中間処理後物量のバランスは適当か【中間】			—	
	契約、帳簿、管理票の内容は整合しているか (帳簿の付からざる高度をグラフAに抽出し、関係する契約書と管理票を確認)			—	
	県への申請・届出関係書類が整理・保管されているか			—	
	報告書	許可事項に変更はないか（役員等）			①8702(特)、②6004(特)
		産廃を委託処理する場合、管理票交付状況報告をしているか（年1回）			①8702(特)
施行細則に基づく報告をしているか（年1回） ※対象：処理業者、自家処理業者（許可施設、特管）				①8702(特)	
産廃：設置手続条例に基づく処理状況の調査（3年分）をしているか 一廃：設置手続条例に基づく処理状況の報告をしているか（年1回）				①8702(特)	
その他		事故の有無、あった場合は報告書を提出しているか			①8702(特)、②6004(特)
	施設公開は行っているか			①8702(特)	
指導内容	苦情はあるか			—	

【立入検査に当たっての注意事項】 ・最終の許可証・届出書類等を添付すること。 ・個々の処理施設及び施設全体を把握すること。 ・遺失の事情状況を把握しておくこと。 ・取組事項は、検査結果を定めた通知文書で改善を勧奨すること。

【記号の記号】 ※一廃施設、令一廃施設施行令、規一廃施設施行規則、条則一設置手続条例、制則一廃施設施行制則、部一廃施設・運搬管理規則、基一最終処分施設等令、11基一最終処分施設等令

最終処分場

	チェック項目	適合状況	備考	根拠条文	
				一處	産處
最終処分場共通	搬入される産業のチェック体制は適当か			基2.2.20等	基2.2.2-3等
	受付責任者は常駐しているか			-	-
	搬入品目、搬入量を確認しているか			基2.2.20、基2.2.21	基2.2.2-2、基2.2.10
	トラックスケール等、廃棄物の計量ができる設備はあるか			基2.2.20、基2.2.21	基2.2.2-2、基2.2.12
	施設の設置場所、構造、規模に変更はないか			基2.2.20の3.0等	基1570706
	最新の許可・届出内容と実際の処理施設に変更は生じていないか (囲い、処理施設、保管施設等)			基2.2.20の3.0等	基1570706
	周囲の囲いは適切か			基2.2.1、基2.2.5	基2.2.2-4、基2.2.2-3
	入口の門扉は適切か、稼働できるか			基2.2.1、基2.2.5	基2.2.2-4、基2.2.2-3
	検出回面と処理施設で不整合はないか			基2.2.20の3.0等	基1570706
	許可証と処理施設で不整合はないか			基2.2.20の3.0等	基1570706
	処理施設の表示は適切な場所に掲示してあるか			基2.2.2、基2.2.4	基2.2.1、基2.2
	入口の見やすい位置に立て札等が掲げられているか、内容は正しいか (廃棄物の種類、埋立期間、管理者、連絡先)			基2.2.2、基2.2.4	基2.2.1、基2.2
	掲示板の大きさは適当か(縦100×横200cm以上)			基2.2.2、基2.2.4 基2.2-1	基2.2.1、基2.2.4、 基2.2-1
	施設は稼働中か			-	-
	施設の稼働状況に問題が生じてはいないか (排水、排ガス、騒音、振動、悪臭などから確認)			中2.3.1、基2.2.7	中2.2.2、基2.2
	盛り土、勾配等は適当か			中2.2-10、中2.2-7	中2.2-10、中2.2-7
	埋立処分されている産物の種類は適当か			基2.2、基2.2.11	基1570706.2種
	異聞検査、分析結果の確認により、性状の確認を行っているか、 許可以外の廃棄物が搬入・埋立されていないか			中2.2-4	基2.2.2.4、基2.2.10
	技術管理者は置かれているか、資格は適合しているか			基2.2、基2.2.11	基1570706.2種
	定期検査を受検しているか、次期検査の受検期限はいつか			中2	中2
定期検査を受検しているか、次期検査の受検期限はいつか			基2.2.2.2	基1570706.2	
廃棄物が飛散・流出していないか			中2.3、基2.2.1	中2.2.2、基2.2	
悪臭、騒音、振動によって環境保全上支障が生じないよう措置されている おそれ、蚊、はえその他害虫が発生しないようにすること			中2.3、基2.2.2	中2.2.2、基2.2	
埋立処分を終了する場合には、生活環境保全上支障が生じないよう表面 を土砂で覆うこと			中2.2.2	中2.2.2	
個別基準	汚泥：焼却・熱分解を行い、又は含水率85%以下としているか			中2.3.4	中2.2.2.4
	炭プツ(石綿含有除く)：中空状態でないように、かつ最大径15cm以下に破砕・切断、砕砕・焼却・熱分解を行っているか			-	中2.2.2.2
	ゴムくず：最大径概ね15cm以下に破砕・切断、焼却・熱分解しているか			-	中2.2.2.2
	石綿含有：①一定の場所、分散しないよう埋め立てられているか ②覆土等の飛散防止措置は適当か			中2.2.2.1	中2.2.2.2
	その他：個別基準に適合しているか			中2.2	中2.2
構造	必要に応じて、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられているか			基2.2.2	基2.1
	廃棄物の流出防止のための措置、埋立その他の設備が設けられているか			基2.2.4	基2.2.2.4
	火災発生を防止のための消火器、他の消火設備があるか			基2.2.2	基2.2
	閉鎖後、埋立処分以外の用に供する場合、杭等で崩壊の防止をしているか			基2.2.1、基2.2.5	基2.2.2-4、基2.2.2-3
	埋立・埋立を定期的に検しているか、損壊するおそれはないか			基2.2.7	基2.2.2-3
維持管理	埋立処分終了後、覆い50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること			中2.2.17	中2.2.2-2
	閉鎖埋立地は、覆いの損壊防止のための措置を講ずること			中2.2.18	中2.2.2-2
	残余埋立容量を年1回以上測定し、記録しているか			中2.2.19	中2.2.2-2
	廃棄物の種類、数量、点検、検査記録を保存しているか(埋立までの間)			中2.2.20	中2.2.2-2
	その他、申請書に記載された維持管理計画は遵守されているか			中2.2.21	中1570702
構造	埋立等を保持するため必要と認められる場合には、埋立地内の雨水等を 排出する設備が設けられているか			-	基2.2.2.4
	水質検査用の浸透水採取設備が設けられているか			-	基2.2.2.4
	地下水等水質検査が実施され、記録されているか(2ヶ所以上)			-	基2.2.2.4
	地下水等検査項目：年1回			-	基2.2.2.4
	結果は基準の範囲内か			-	基2.2.2.4
安定型維持管理	埋立前に異聞検査を行い、安定型以外が付き・混入のときは埋立でないこと			-	中2.2.2.4、基2.2.2.4
	浸透水について、水質を測定・記録しているか			-	中2.2.2.4、基2.2.2.4
	地下水等検査項目：1年に1回以上			-	中2.2.2.4、基2.2.2.4
	BOD又はCOD：1月に1回以上(埋立終了後：3月1回)			-	中2.2.2.4、基2.2.2.4
	結果は基準の範囲内か、適合しないときは搬入・処分中止、生活環境 保全上必要な措置がされているか			-	基2.2.2.4

別紙2 鳥取県産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領

鳥取県産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の2、第9条の2の2、第14条の3、第14条の3の2、第14条の6、第15条の2の7及び第15条の3の規定に基づき、鳥取県知事、総合事務所長が行う産業廃棄物処理業者等に対する許可の取消し又は事業の停止等の命令（以下「行政処分」という。）に関して基準を定めることにより、公正かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(行政処分の対象)

第2条 行政処分の対象とする者は、法の規定により、鳥取県知事又は総合事務所長から産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分業の許可を受けている者及び一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている者で、法又は法に基づく処分に違反した者及び法に規定される基準等に適合しなくなった者とする。

(行政処分の基準)

第3条 違反行為者に係る行政処分は、原則として別表1から別表5までの第1欄に掲げる違反行為等に対し、これらの表の第4欄に掲げる内容により行うものとする。

なお、他者に違反行為をすることを要求、依頼、教唆又はほう助した者に係る処分については、その違反行為に係る基準を適用するものとする。

(軽減措置)

第4条 行政処分を軽減するに足りる相当の理由があると認められる場合には、別表2を除き軽減措置を講ずることができるものとする。ただし、法第9条の2の2第1項、法第14条の3の2第1項（法第14条の6の規定により準用する場合を含む。）又は法第15条の3第1項の規定に基づく処分に係る軽減措置については、違反行為の情状が特に重い場合を除くものとする。

なお、別表1に定める取消しの軽減措置は、違反行為の態様や回数、違反行為による影響、行為者の是正可能性等の諸事情から停止日数を検討するものとし、別表3及び別表5に定める停止日数の軽減措置は、同表第4欄の停止日数の2分の1以内の日数を当該停止日数から減じることができるものとする。

(加重措置等)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、加重措置を講ずることができるものとし、違反行為の内容が特に悪質と認められる場合又は違反行為により生活環境の保全上重大な支障があった場合は、許可の取消しができるものとする。なお、事業の停止又は施設の使用の停止日数による加重措置は、原則として別表3及び別表5第4欄の該当する停止日数の2分の1以内の日数を加算することができるものとする。

- (1) 違反行為等により、生活環境の保全上、支障があったと認められる場合。
- (2) 違反行為等の内容が悪質であると認められる場合。
- (3) 過去5年以内に、違反行為等による行政処分を受けている場合。
- (4) その他、加重するに足りる相当の理由があると認められる場合。

(複数の違反等に対する取扱い)

第6条 二つ以上の違反行為等があった場合には、そのうち、最も重い違反行為等についての停止日数に他の違反行為等の停止日数の2分の1以内の日数を加算することができるものとする。

(事業停止日数及び使用停止日数の限度等)

第7条 行政処分による事業停止日数及び使用停止日数は、別表4に定める場合を除き、それぞれ120

日を限度とする。また、県外においてなされた違反行為に対する行政処分は、違反行為を行った場所を管轄する行政庁の処分内容を上回らないものとする。

(手続)

第8条 行政処分の手続きは、行政手続法(平成5年法律第88号)、鳥取県聴聞等の手続に関する規則(平成6年鳥取県規則第54号)及び行政処分の指針について(平成30年環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)に定める手順により行うものとする。

(公表)

第9条 行政処分を行った機関は、原則として別に定める方法により、被処分者名、処分の内容、処分理由及び根拠条文等を公表するものとする。

(関係機関への通知)

第10条 循環型社会推進課長は、行政処分を行ったときは、環境省、都道府県、法第24条の2第1項に規定する政令で定める市に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成9年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年3月19日から施行する。

別表 1

処分事由(第1欄)	根拠条文(第2欄)	罰則(第3欄)	処分基準(第4欄)
産業廃棄物運搬、処分の無許可業者等への委託基準違反	第12条第5項	第25条	取消し
産業廃棄物運搬、処分委託基準違反	第12条第6項	第26条	取消し
特別管理産業廃棄物運搬、処分の無許可業者等への委託基準違反	第12条の2第5項	第25条	取消し
特別管理産業廃棄物運搬、処分委託基準違反	第12条の2第6項	第26条	取消し
産業廃棄物収集運搬業無許可営業	第14条第1項	第25条	取消し
産業廃棄物処分業無許可営業	第14条第6項	第25条	取消し
産業廃棄物処理受託禁止違反	第14条第15項	第25条	取消し
産業廃棄物再委託禁止違反	第14条第16項	第26条	取消し
産業廃棄物処理業無許可事業範囲変更	第14条の2第1項	第25条	取消し
(削除)			
産業廃棄物処理業者の名義貸し禁止違反	第14条の3の3	第25条	取消し
特別管理産業廃棄物収集運搬業無許可営業	第14条の4第1項	第25条	取消し
特別管理産業廃棄物処分業無許可営業	第14条の4第6項	第25条	取消し
特別管理産業廃棄物処理受託禁止違反	第14条の4第15項	第25条	取消し
特別管理産業廃棄物再委託禁止違反	第14条の4第16項	第26条	取消し
特別管理産業廃棄物処理業無許可事業範囲変更	第14条の5第1項	第25条	取消し
(削除)			
特別管理産業廃棄物処理業者の名義貸し禁止違反	第14条の7	第25条	取消し
廃棄物処理施設無許可設置	第8条第1項 第15条第1項	第25条	取消し
廃棄物処理施設無許可変更	第9条第1項 第15条の2の6第1項	第25条	取消し
(削除)			
廃棄物処理施設無許可譲受け、無許可借受け	第9条の5第1項 第15条の4において準用する第9条の5第1項	第26条	取消し
廃棄物の無許可輸入	第15条の4の5第1項	第26条	取消し
廃棄物の輸入許可条件違反	第15条の4の5第4項	第26条	取消し
廃棄物の無確認輸出(未遂を含む。)	第15条の4の7第1項において準用する第10条第1項	第25条	取消し
廃棄物の無確認輸出予備	第15条の4の7第1項において準用する第10条第1項	第27条	取消し
廃棄物の投棄禁止違反(未遂を含む。)	第16条	第25条	取消し

廃棄物の投棄禁止違反を目的とした収集運搬	第16条	第26条	取消し
廃棄物の焼却禁止違反（未遂を含む。）	第16条の2	第25条	取消し
廃棄物の焼却禁止違反を目的とした収集運搬	第16条の2	第26条	取消し
指定有害廃棄物の保管、処理禁止違反	第16条の3	第25条	取消し
改善命令違反	第19条の3 （第17条の2第3項において準用する場合を含む。）	第26条	取消し
措置命令違反	第19条の4第1項 第19条の5第1項 第19条の6第1項 （第17条の2第3項又は第19条の10第2項において準用する場合を含む。）	第25条	取消し

別表2

処分事由(第1欄)	根拠条文(第2欄)	罰則(第3欄)	処分基準(第4欄)
不正手段による産業廃棄物処理業営業許可取得（許可の更新を含む。）、産業廃棄物処理業事業範囲変更許可取得	第14条の3の2第1項第6号	第25条	取消し
不正手段による特別管理産業廃棄物処理業営業許可取得（許可の更新を含む。）、特別管理産業廃棄物処理業事業範囲変更許可取得	第14条の6において準用する第14条の3の2第1項第6号	第25条	取消し
不正手段による廃棄物処理施設設置許可取得、廃棄物処理施設変更許可取得	第9条の2の2第1項第3号 第15条の3第1項第3号	第25条	取消し
産業廃棄物処理業者の事業停止命令違反	第14条の3	第25条	取消し
特別管理産業廃棄物処理業者の事業停止命令違反	第14条の6において準用する第14条の3	第25条	取消し
廃棄物処理施設改善命令違反、使用停止命令違反	第9条の2 第15条の2の7	第26条	取消し

別表3

処分事由(第1欄)	根拠条文(第2欄)	罰則(第3欄)	処分基準(第4欄)
産業廃棄物の事業場外保管事前届出義務・変更届出義務、虚偽届出違反	第12条第3項	第29条	停止30日
非常災害時産業廃棄物事業場外保管届出義務違反、虚偽届出	第12条第4項	第33条	停止10日
産業廃棄物処理責任者設置義務違反	第12条第8項	第30条	停止30日
産業廃棄物多量排出事業者の産業廃棄物処理計画提出義務違反、虚偽記載	第12条第9項	第33条	停止10日
産業廃棄物多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告義務違反、虚偽報告	第12条第10項	第33条	停止10日
産業廃棄物処理施設設置事業者の帳簿備	第12条第13項に	第30条	停止30日

付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	において準用する第7条第15項及び第16項		
特別管理産業廃棄物事業場外保管事前届出義務・変更届出義務、虚偽届出違反	第12条の2第3項	第29条	停止30日
非常災害時特別管理産業廃棄物事業場外保管届出義務違反、虚偽届出	第12条の2第4項	第33条	停止10日
特別管理産業廃棄物処理責任者設置義務違反	第12条の2第8項	第30条	停止30日
特別管理産業廃棄物多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画提出義務違反、虚偽記載	第12条の2第10項	第33条	停止10日
特別管理産業廃棄物多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告義務違反、虚偽報告	第12条の2第11項	第33条	停止10日
特別管理産業廃棄物を生ずる事業場設置事業者の帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	第12条の2第14項において準用する第7条第15項及び第16項	第30条	停止30日
産業廃棄物管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	第12条の3第1項	<u>第27条の2</u>	停止30日
管理票交付者の産業廃棄物管理票の写し保存義務違反	第12条の3第2項 第12条の3第6項	<u>第27条の2</u>	停止30日
運搬受託者の産業廃棄物管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載、回付義務違反	第12条の3第3項	<u>第27条の2</u>	停止30日
処分受託者の産業廃棄物管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	第12条の3第4項 第12条の3第5項	<u>第27条の2</u>	停止30日
運搬受託者の産業廃棄物管理票写し保存義務違反	第12条の3第9項	<u>第27条の2</u>	停止30日
処分受託者の産業廃棄物管理票写し保存義務違反	第12条の3第10項	<u>第27条の2</u>	停止30日
虚偽産業廃棄物管理票交付	第12条の4第1項	<u>第27条の2</u>	停止90日
産業廃棄物管理票の不交付による産業廃棄物引受禁止違反	第12条の4第2項	<u>第27条の2</u>	停止30日
虚偽産業廃棄物管理票写し送付、虚偽報告	第12条の4第3項	<u>第27条の2</u>	停止30日
処分受託者の虚偽産業廃棄物管理票写し送付、虚偽報告	第12条の4第4項	<u>第27条の2</u>	停止30日
電子産業廃棄物管理票の虚偽登録	第12条の5第1項 第12条の5第2項	<u>第27条の2</u>	停止30日
電子産業廃棄物管理票報告義務違反、虚偽報告	第12条の5第3項	<u>第27条の2</u>	停止30日
処分受託者の電子産業廃棄物管理票報告義務違反、虚偽報告	第12条の5第4項	<u>第27条の2</u>	停止30日
処分受託者の産業廃棄物管理票写し送付義務違反及び、記載義務違反、虚偽記載	第12条の5第6項	<u>第27条の2</u>	停止30日
産業廃棄物管理票に係る勧告の措置命令違反	第12条の6第3項	<u>第27条の2</u>	停止90日

産業廃棄物処理業者の適正処理困難時通知義務違反、虚偽通知	第14条第13項 第14条の2第4項 第14条の3の2第3項	第29条	停止30日
産業廃棄物処理業者の適正処理困難時通知写し保存義務違反	第14条第14項 第14条の2第5項 第14条の3の2第4項	第29条	停止30日
産業廃棄物処理業者の帳簿備付け義務違反、及び記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	第14条第17項において準用する第7条第15項及び第16項	第30条	停止30日
産業廃棄物処理業者の廃止・変更届出義務違反、虚偽届出	第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項	第30条	停止30日
特別管理産業廃棄物処理業者の適正処理困難時通知義務違反、虚偽通知	第14条の4第13項 第14条の5第4項	第29条	停止30日
特別管理産業廃棄物処理業者の適正処理困難時通知写し保存義務違反	第14条の4第14項 第14条の5第5項及び第14条の6で準用する第14条の2第5項	第29条	停止30日
特別管理産業廃棄物処理業者の帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	第14条の4第18項において準用する第7条第15項及び第16項	第30条	停止30日
特別管理産業廃棄物処理業者の廃止・変更届出義務違反、虚偽届出	第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項	第30条	停止30日
廃棄物処理施設設置許可の使用前検査受検義務違反	第8条の2第5項 第15条の2第5項	第29条	停止60日
廃棄物処理施設定期検査拒否、妨害、忌避	第8条の2の2第1項 第15条の2の2第1項	第30条	停止30日
廃棄物処理施設維持管理事項記録義務違反、虚偽記載、備付け義務違反	第8条の4 第15条の2の4において準用する第8条の4	第30条	停止30日
廃棄物処理施設変更許可の使用前検査受検義務違反	第9条第2項において準用する第8条の2第5項 第15条の2の6第2項において準用する第15条の2第5項	第29条	停止60日
廃棄物処理施設の変更廃止等届出・埋立処分終了届出義務違反、虚偽届出	第9条第3項、第4項 第15条の2の6第3項において準用す	第30条	停止30日

	る第9条第3項及び第4項		
廃棄物処理施設の相続等届出義務違反、虚偽届出	第9条の7第2項 第15条の4において準用する第9条の7第2項	第30条	停止30日
国外廃棄物輸入者の産業廃棄物管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	第15条の4の7第2項において準用する第12条の3第1項	第27条の2	停止30日
国外廃棄物輸入者の電子産業廃棄物管理票の虚偽登録	第15条の4の7第2項において準用する第12条の5第1項及び第2項	第27条の2	停止30日
土地形質変更届出義務違反、虚偽届出	第15条の19第1項	第29条	停止30日
既に土地形質変更着手している者の土地形質変更届出義務違反、虚偽届出	第15条の19第2項	第33条	停止10日
非常災害の応急措置で土地形質変更した者の土地形質変更届出義務違反、虚偽届出	第15条の19第3項	第33条	停止10日
土地形質変更の計画変更命令違反	第15条の19第4項	第28条	停止90日
報告拒否、虚偽報告	第18条第1項	第30条	停止30日
立入検査拒否、妨害、忌避	第19条第1項	第30条	停止30日
土地形質変更の措置命令違反	第19条の11第1項	第28条	停止90日
登録廃棄物再生事業者の名称独占規定違反	第20条の2第3項	第34条	停止10日
技術管理者設置義務違反	第21条第1項	第30条	停止30日
特定処理施設の事故時応急措置命令違反	第21条の2第2項	第29条	応急措置に必要な期間の停止
その他の違反行為	—	—	停止10日

別表4

処分事由(第1欄)	根拠条文(第2欄)	罰則(第3欄)	処分基準(第4欄)
産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設、その者の能力が許可基準に適合しなくなったとき	第14条の3第2号 第14条の3の2第2項	—	改善に必要な期間の停止又は許可取消し(改善が不可能な場合)
特別管理産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設、その者の能力が許可基準に適合しなくなったとき	第14条の6において準用する第14条の3第2号 第14条の3の2第2項	—	改善に必要な期間の停止又は許可取消し(改善が不可能な場合)
施設の構造、維持管理が許可基準又は設置、維持管理に関する計画に適合していないと認めるとき	第9条の2第1項第1号 第15条の2の7第1号	—	改善に必要な期間の停止又は許可取消し(改善が不可能な場合)

産業廃棄物処理施設の設置者の能力が基準に適合していないと認めるとき	第9条の2第1項第2号 第15条の2の7第2号	一	改善に必要な期間の停止又は許可取消し（改善が不可能な場合）
特定廃棄物最終処分場の設置者が維持管理積立金の積立てをしていないとき	第9条の2の2第2項 第15条の3第2項	二	許可取消し（改善が不可能な場合）

別表5

処分事由(第1欄)	根拠条文(第2欄)	罰則(第3欄)	処分基準(第4欄)
産業廃棄物処理業許可条件違反	第14条の3第3号	一	停止30日
特別管理産業廃棄物処理業許可条件違反	第14条の6において準用する第14条の3第3号	一	停止30日
産業廃棄物処理施設設置許可条件違反	第9条の2第1項第4号 第15条の2の7第4号	一	停止30日

産業廃棄物処理業者等に対する行政処分等の公表要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び鳥取県産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領（以下「要領」という。）に基づく行政処分等の内容を公表することにより、廃棄物の適正な処理を促進するとともに、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(公表の対象となる行政処分等)

第2条 次の各号のいずれかの行政処分を行った場合、公表するものとする。

- (1) 法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の事業の停止
 - (2) 法第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の取消し
- 2 次の各号のいずれかの行政処分等を行った場合、公表することができるものとする。
- (1) 法第9条の2の規定に基づく一般廃棄物処理施設の使用の停止又は法第15条の2の7の規定に基づく産業廃棄物処理施設の使用の停止
 - (2) 法第9条の2の2の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可の取消し又は法第15条の3の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し
 - (3) 法第9条の2、法第15条の2の7又は法第19条の3の規定に基づく改善命令
 - (4) 法第19条の5又は法第19条の6の規定に基づく措置命令
 - (5) 法第12条の6の規定に基づく勧告（当該勧告に従わなかった場合に限る。）

(公表の内容)

第3条 公表の内容については、次の各号によるものとする。

- (1) 被処分者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 許可の区分及び許可番号
- (3) 処分内容及び理由
- (4) 処分年月日
- (5) その他必要な事項

(公表の方法及び時期)

第4条 公表の方法については、次の各号の方法により行うものとする。

- (1) 県ホームページへの掲載
- (2) 報道機関への資料提供

2 公表の時期は、次の各号のとおりとする。

報道機関への資料提供、県ホームページのプレスリリース資料掲載及び「行政処分等情報」への掲載は、原則として当該行政処分等の被処分者に命令書が到達した日に行うものとする。

(公表の期間)

第5条 県ホームページの「行政処分等情報」での公表の期間は、原則として次表に掲げるとおりとする。

行政処分等の種類	公表の期間
許可の取消し	処分の日から5年間
事業の停止又は施設の停止	停止中の期間
改善命令及び措置命令	命令のあった日以後、原則として命令の履行期限までの期間
産業廃棄物管理票に係る勧告不履行	公表日から1ヶ月間

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年3月19日から施行する

別紙3 鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問要綱

鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問設置要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）が米子市淀江町小波地内に設置する産業廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）について、長期間にわたる処分場の安全性を確保するため、専門的知識を有する者から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問（以下「顧問」という。）を設置する。

(顧問の職務)

第2条 顧問は、県の実務に比して、次の事項について必要な指導、助言等を行う。

- (1) 処分場の建設に関する事。
- (2) 施設の維持管理に関する事。
- (3) 廃棄物の埋立管理に関する事。
- (4) 前各号のほか、処分場の運営及び管理に関する事。

(顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、処分場の設置、運営及び管理に精通した専門家から、知事が委嘱する。

- 2 顧問の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(顧問の指導、助言等)

第4条 県は、必要があると認めるときには、第2条の事項について顧問から指導、助言等を求めるときは、顧問のうちから適当と認めるものに出席を求め、顧問会議を開くことができる。

- 2 顧問会議の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第5条 この要綱に関する庶務は、鳥取県地域社会振興部兼県土整備部産業廃棄物処理施設審査課において行う。

附 則

この要綱は、令和7年1月7日から施行する。



産業廃棄物処理施設設置許可証

令和6年11月18日

住所 鳥取県米子市明治町105番地
 氏名 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター
 代表理事 岡本 康宏

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日	令和6年11月18日	許可番号	第202400204828号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種別 産業廃棄物の最終処分場（管理型）		
	処理する産業廃棄物の種別 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号に規定する産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず等及びがれき類にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。） 以上13品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。 注）「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改修又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。		
設置場所	鳥取県米子市淀江町小波字泉原434番2、434番10、434番102、434番103、434番104、434番105、434番106、434番107、434番108、434番109、434番110、434番360、434番361、434番385、1790番2、1790番3、1791番、1792番、1793番、1794番、1799番、1800番、1801番、1802番1、1802番2 鳥取県米子市淀江町小波字林ノ奥435番、436番1、436番2、436番3、436番4、437番、441番1、443番、444番、445番1、445番3、445番4		
処理能力	埋立面積	22,100m ²	
	埋立容量	252,000m ³ (第Ⅰ期74,000m ³ /第Ⅱ期178,000m ³)	
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の使用前検査を受けること。		

写

第202400204828号
令和6年11月18日

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター
代表理事 岡本 康宏 様

鳥取県地域社会振興部長 盛田 聖一
(公 印 省 略)

産業廃棄物処理施設の設置許可について（通知）

令和6年5月31日付けで申請のあったこのことについては、別添のとおり許可されました。
当該許可に係る施設の設置工事完了後に使用前検査申請書を本県に提出し、検査を受けてください。

なお、あらかじめ本県と協議の上、地下水集排水管等の完成後の確認が困難と予想される部分については、施工中に確認を受けるとともに、埋立開始後であっても、のり面用土えん堤の築堤や小段排水口閉塞時など、埋立てが可能となる区画の拡大時等は、埋立ての進捗に応じ、確認を受けてください。

また、本件許可の審査に当たり、専門的知識を有する者から意見を聴取したところ、別紙のとおり、今後の施設設置、埋立施工、維持管理等に関する意見がありました。

については、これらの意見に十分留意し、必要な対応及び取組を行っていただくとともに、対応状況について、本県の確認を受けてください。

（担当：産業廃棄物処理施設審査課 福田、田代、竹永、山下 電話：0857-26-7498）

（教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。

また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(別紙) 専門的知識を有する者からの施設設置、埋立施工、維持管理等に関する意見

1 施設設置・埋立施工について

(1) 景観に配慮した囲い

囲いは、可能な限り威圧感を与えないよう、景観的に配慮すること。

(2) 遮水工の適切な施工と保護

- ・遮水工に用いる遮水シートは、耐久性と同様に熱溶着の施工が極めて重要なため、確実な施工を行うこと。
- ・遮水工は、埋立当初に地下水位の上昇により壊れるおそれがあるため、施工の際、発生する地下水の状況をよく観察し、また地下水位の季節変動にも配慮して、その状況により必要があれば地下水集排水管の配置や配管密度の変更など、確実に集排水できるよう工事中に再検討を行うなどし、遮水工に揚圧力が加わるようなことがないよう措置すること。

(3) 地盤となる一般廃棄物処分場えん堤の継続的な沈下観測

地盤として共用する一般廃棄物最終処分場のえん堤に対し、必要十分な測定地点において継続的な沈下観測を確実に実施し、許容沈下量の範囲内に収まることを確認しながらプレロードや埋立てを進めること。

(4) 中間覆土上の雨水排除とその後の埋立時の工夫

中間覆土上の雨水排除について、透水性の低い粘性土を覆土材として使用する場合には、その後の埋立てを始める前に溝掘りをするなどして、宙水を発生させない工夫、洗出しのための工夫をしている事例もあるため、必要に応じ参考とすること。

2 維持管理・異常時の対応について

(1) 状況変化への対応体制

- ・日々の点検、各モニタリングにより得られた測定データ等から、変化の傾向や小さな不具合の有無を把握し、対応の可否等を検討する体制を構築すること。
- ・水収支（雨量と浸出水量の比）は、埋立管理の段階が変わった場合のほか、施設の異常発生により変化が生じる可能性があるため、水収支を常に把握すること。
- ・生活環境影響調査における予測結果は固定されたものではないので、状況変化に対応できるような環境保全措置や維持管理の考え方に配慮すること。
- ・今後、基準等の改正によって規制強化された場合には、その対応や対策を十分に措置すること。

(2) 浸出水集排水設備の維持管理

カルシウムスケール対策として、浸出水集排水管の閉塞、浸出水ピットからの揚水ポンプの故障に対するメンテナンス、修繕の対応を検討しておくこと。

(3) 浸出水の水質を放流基準に近づける取組

浸出水について、可能な範囲で、埋立施工方法の工夫等により処理前時点での水質を放流基準により近づけるような取組を実施すること。

(4) 集水ピットの地下水検査

集水ピットに集まる地下水について、定期的にⅠ期埋立部から集まる地下水とⅡ期埋立部から集まる地下水とを別々に検査すること。

(5) 腐食防止措置の維持管理

コンクリートの腐食防止について、適切な維持管理（メンテナンス）を行っていくこと。

(6) 異常時の対応

異常発生時のために、地元自治会等を含めた至急の連絡体制をあらかじめ構築すること。

3 管理運営マニュアル等への反映について

今後作成する管理運営マニュアル等には、次の内容も盛り込むこと。

(1) 設計思想と維持管理の考え方

設計思想とリスク防止対策及びそれに基づく維持管理の考え方

(2) 将来への確実な引継ぎのための取組の目的・理由

長期にわたる計画であることを踏まえ、各取組の考え方や背景等を後年まで確実に引き継げるよう、各取組の目的や理由

(3) 廃棄物の安定化に向けた考え方

廃棄物の安定化に向けた具体的な方法・考え方

(4) 埋立てに伴う中間覆土等の考え方

- ・埋立施工に関し、表面水排除に必要な中間覆土の材質、透水性や勾配などの施工方法・考え方
- ・埋立施工に関し、埋立廃棄物の洗い出し等のため溝掘り等を要する場合は、その施工方法・考え方

(5) 悪臭の発生しない埋立管理

悪臭の発生リスクに関し、埋立方法の工夫や搬入物の管理の考え方

(6) 火災予防のための埋立管理

燃さい品目の中には有機物含有量が比較的多いものがあるため、火災予防のため、一カ所に固まらないように埋め立てるなど、埋立方法の留意点

(7) 硫化水素の発生を抑制する埋立管理

腐食防止のレベル設定は、硫化水素の発生を抑えることが前提となっているため、硫化水素の発生を抑制する廃石膏ボードの埋立管理の考え方、手法

(8) 遮光マットの管理

遮光マットも紫外線劣化するため、張り替えなど耐用年数を考慮した管理の考え方

(9) モニタリング結果の情報公開の方法

各モニタリング項目に係る測定場所、測定頻度、測定方法、目標値及びその結果の情報公開の方法等

(10) マニュアル等の見直し

マニュアル等の内容は作成後も見直しが必要であり、その見直しに対する考え方、方法等

4 データ収集・情報公開等について

(1) 工事中の騒音・振動対策に係る情報提供

施設設置工事中の騒音・振動対策について、実際に行う工事の内容及び工事内容に応じた保全措置の内容など、具体的な情報を住民等に提供すること。

(2) 住民にわかりやすい情報公開

モニタリング結果等のデータの情報を公開する際は、数値の意味・見方を含めて、住民にわかりやすくすること。

(3) PFAS等の物質に係るリスクコミュニケーション

PFAS等の懸念される物質について、最新情報や浄化に係る技術の研究開発状況等を情報収集し、住民の意見や懸念に対して、分かり易く情報提供・発信できる体制を構築し、住民とのリスクコミュニケーションをとること。

(4) 異常値を観測した際の情報公開

モニタリング等により異常値を観測した場合は、必ず情報公開をすること。

(5) 廃棄物の蛍光X線分析データに係る知見の蓄積・発信

廃棄物の蛍光X線分析データのデータベース化に取り組み、知見の蓄積、発信に取り組むこと。

5 適正・健全な事業運営等の確保

(1) 適正・健全な事業運営等の確保のための取組

・申請者は、会計監査人による監査が必須の団体ではないが、公益目的事業を行うために多くの公的支援を受けることから、任意で監査を受ける等、適正・健全な経理の確保のための何らかの取組を検討すること。

・施設・事業の健全性確保のため、外部の専門家などの第三者による技術面での確認を受ける等の体制構築を検討すること。

(2) 定期的な人的な流動の確保

事業は長期にわたることから、定期的に新しい視点を事業に取り込む趣旨で、役員等の人事を含め、定期的に人的な流動を確保する工夫を検討すること。また、人が入れ替わる際は、確実に引継ぎを行うこと。